

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(地震・津波)

南海トラフにおいて、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が70%～80%程度の確率で発生すると予測されている。

当地域では、100年から150年周期でマグニチュード8クラスの大規模な地震が発生し、甚大な被害を受けており、昭和19年の昭和東南海地震や昭和21年の昭和南海地震から80年程度が経過する中で、近い将来発生する可能性が高まっていると考えられる。

当地域に於いては、津波については浸水想定区域には入っていないが、地震による液状化、家屋の倒壊、地すべりや道路の寸断などの被害が懸念される。

(洪水)

当町のハザードマップによると、想定最大規模降雨の場合、当会が立地する地域において、0.5m～3m未満の浸水が予想されている。

平成23年には台風12号による大水害、平成30年には台風の豪雨による床上浸水などの被害を受けた。

(土砂災害)

当町のハザードマップによると、急傾斜地崩壊・地すべり・土石流の土砂災害警戒区域及び特別警戒区域が指定されており、当町は山林が多い地形となっているため、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定されているエリアは多い。

台風や集中豪雨による大規模な土砂災害が懸念されている。

(その他)

当町では、これまで台風、集中豪雨等により大きな被害を受けてきた。過去に発生した災害状況をみても、発生率が高いものは、台風による風水害被害が多い。

山間部に於いては、土砂崩れや斜面崩壊、道路の寸断などの被害も受けている。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 536人
- ・小規模事業者数 450人

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	農業・林業	5	4	
	漁業	1	1	
	建設業	79	79	町内に広く分散している
	製造業	48	35	上富田町企業団地に多い
	電気・ガス・熱供給 ・水道業	3	3	
	運輸業・郵便業	18	12	
	卸売・小売業	148	113	朝来地区に集中している
	金融・保険業	6	6	
	不動産業・物品賃貸業	21	19	
	学術研究・専門・技術 サービス業	22	19	
	宿泊業・飲食サービス 業	63	53	町内に広く分散している
	生活関連サービス 業・娯楽業	53	51	朝来地区に多い
	教育・学習支援業	15	15	
	医療・福祉	21	13	
	複合サービス事業	4	4	
サービス業（他に分類 されないもの）	29	23		
合計		536	450	

(3) これまでの取組

①当町の取組

項目	年月	備考
防災計画の策定	H 1 3. 3	H 2 7年度改定 H 3 0年度～R 5年度 毎年改定
防災訓練の実施	R 6. 1 0	年 1 回実施（1 0月）
防災備品の備蓄	常時	備蓄食料（水、アルファ化米・ パン・ゼリー等） 発電機・簡易トイレ・段ボー ルベッド等

②当会の取組

項目	年月	備考
事業者へ防災対策セミナーの開催	R6. 11	会員参加者15名
事業者BCPに関する国の施策の周知	R6. 10	広報誌による周知
火災共済と連携した損害保険への加入促進	R6. 10	勧誘 2 件、加入見込1件
キャビネット及びロッカーの固定	R5. 10	L 金具等でロッカー金庫等の転 倒防止対策をとった。

2 課題

- ・現状では、緊急時の取組にかかる上富田町と上富田町商工会との具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。
- ・前計画の遂行状況が確認されていない。
- ・上富田町商工会においては、事業継続力強化に関して小規模事業者に助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足している。
- ・緊急時の取組が漠然としており、発災時に何をするのが不明。
- ・協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・保険・共済に対する十分な助言を行える当会経営指導員等職員が不在。
- ・事業者が自然災害への対応意識が薄く感じられる。
- ・感染症対策に於いて、十分なマニュアルが整備されていない。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。事業継続力強化計画の策定が未だの事業者にはこの際に足がかりとして策定を啓発する。また、比較的規模の大きな事業者にはより迅速な対応が必要となることを啓発していく。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当会と当町との連携体制を整備、強化する。
- ・発災後速やかに復興支援が行えるよう、保険、共済の説明を踏まえた支援体制の確立、個々の対応能力の強化を図る。
- ・感染症に対するマスクの徹底や手指の消毒など長期的な対応方法の確立。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるように対策を強化する。

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・商工会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・共済の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症などは、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染状況も日々変化するため事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

②商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和3年3月末に作成済

③関係団体等との連携

- ・和歌山県火災共済協同組合等に講師の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした相談会を商工会と共同して実施する。
- ・和歌山県火災共済協同組合等と共同して巡回指導を行い、保険・共済に対する助言を行うことができる商工会職員をOJTで育成する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を依頼する。
- ・無関心事業者への周知・啓発

④フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・上富田町防災担当部局・商工担当部局と上富田町商工会とで、本計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を年1回以上設ける。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（大規模地震、集中豪雨等）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合、上富田町における感染対策本部設置に基づき当会による感染対策を行う。

② 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨や暴風等の状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の場合役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、5日以内に情報共有する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害なし	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない

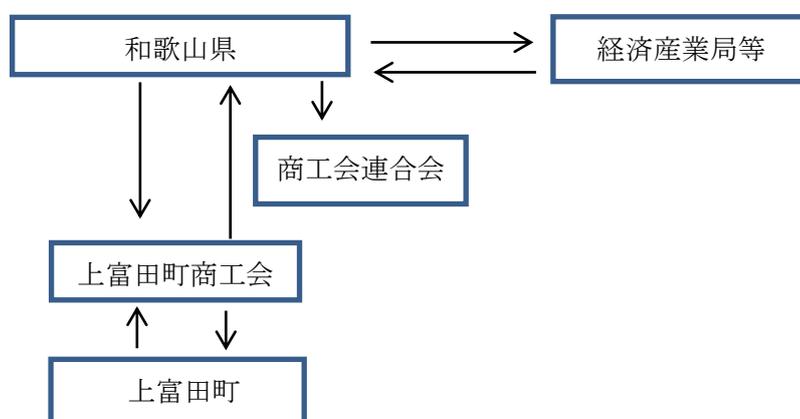
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～4週間	1日に1回共有する
4週間～2ヶ月	1週に2回共有する
2ヶ月以降	1週に1回共有する

③発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
 - ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
 - ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
 - ・当会と当町が共有した情報を、和歌山県地域防災計画や上富田町地域防災計画に基づき報告する他、県の指定する方法にて当会より県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を和歌山県の指定する方法にて当会又は当町から和歌山県へ報告する。



④応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

⑤地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や和歌山県商工会連合会に相談する。

⑥その他

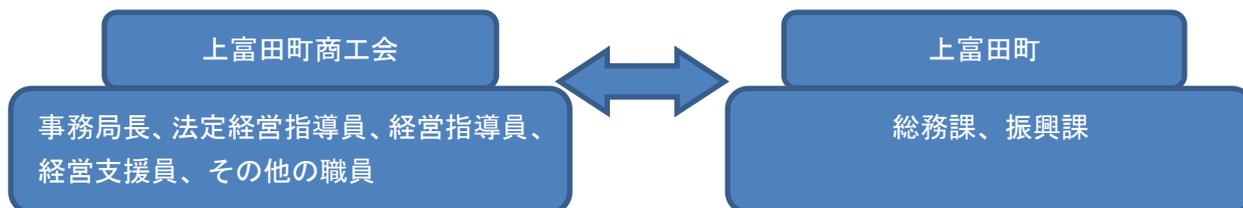
- ・本計画は、上富田町商工会及び上富田町のHP及び広報誌等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに県商工振興課へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年1月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 小川 竜也 (連絡先は下記(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会

上富田町商工会

〒649-2105 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763

TEL: 0739-47-1531 / FAX: 0739-47-3689

E-mail: kamiton@w-shokokai.or.jp

②関係市町村

上富田町 総務課

〒649-2192 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763

TEL: 0739-47-0550 / FAX: 0739-47-4005

E-mail: soumu@town.kamitonda.lg.jp

上富田町 振興課

〒649-2192 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763

TEL: 0739-34-2370 / FAX: 0739-47-4005

E-mail: shinkou@town.kamitonda.lg.jp

その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに和歌山県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・セミナー開催	150	150	150	150	150
・パンフ、チラシ作成費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、上富田町補助金、和歌山県小規模事業者支援補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。